

平成 2 5 年度の交通騒音の調査計画

1 自動車騒音

- 改正騒音規制法により自動車騒音の環境基準に係る調査（常時監視）については、平成 2 4 年 4 月から、これまで県が行っていた業務がすべての市へ移譲された。
- このことにより、県の調査は、市を除く町村だけの範囲を行うこととなるが、県は、これまでどおり、県下全域の調査結果を取りまとめて公表していく。
- 一般市では、すべての評価区間を 3～5 年かけて調査することとしている。従って、県下全体の調査地点については、平成 2 4 年度は 7 4 9 区間と前年度に比べ 2 8 区間減少するものの、平成 2 5 年度には、7 8 2 区間と平成 2 3 年度と同程度となる見込みである。

調査機関別評価区間数

調査機関	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
愛知県	1 1 4	1 8	1 8
一般市		6 8	1 0 1
政令指定都市・ 中核市・特例市	6 6 3	6 6 3	6 6 3
合計	7 7 7	7 4 9	7 8 2

2 新幹線騒音

- 県下全体の調査計画については、調査機関及び測定地点数の変更はない。

調査機関別測定地点数

調査機関	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
愛知県	4 6	→	→
名古屋市・豊橋市 岡崎市・一宮市	3 2	→	→
合計	7 8	→	→

3 航空機騒音

- 航空機騒音に係る環境基準については、評価指標に加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）に代わって、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を採用した新基準が、平成25年4月より改正施行される。このため、新基準Lden の評価に対応できる測定機器の整備等を行う。
- 県下全体の測定計画については、調査機関及び調査地点数の変更はない。

調査機関別測定地点数

調査機関	平成23年度	平成24年度	平成25年度
愛知県	11	→	→
名古屋市	2	→	→
春日井市	4	→	→
合計	17	→	→

報道発表資料

平成19年12月13日

「航空機騒音に係る環境基準について」(告示)の一部改正について(お知らせ)

環境省は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月環境庁告示第154号)を一部改正し、平成19年12月17日付けで告示します。
改正の経緯及び概要は、下記のとおりです。

1. 改正の経緯

本件については、中央環境審議会より平成19年6月27日付けで答申がなされたところであり、これを踏まえて告示の一部改正を行う。

2. 改正の概要

我が国の航空機騒音に係る環境基準の評価指標はWECPNLを採用しているが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、新たな評価指標を採用する。

[1]評価指標について

時間帯補正等価騒音レベル(Lden)へ変更する。(別添参照)

[2]基準値について

現行基準レベルの早期達成の実現を図ることが肝要であり、騒音対策の継続性も考慮して、現行の基準値に相当する値とする。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(注)Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

[3]小規模飛行場について

1日の平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。

3. 施行日

平成25年4月1日

添付資料

- [\(別添\)時間帯補正等価騒音レベル\(Lden\)について \[PDF 78KB\]](#)

(別添)

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。

評価については、算式アにより1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1秒) をいい、 T とは、観測1日の時間 (86400秒) をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(参考)

国際的には、 L_{den} は EU 指令において採用されているとともに、フランス、デンマーク等多くの国が採用している。また、等価騒音レベルを基本とした類似の指標については、アメリカ、オーストリア等が採用している。